

## クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明

- 1 経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」において、クレジットカード発行時の過剰与信規制の緩和策を検討している。

すなわち、①クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合に、利用限度額30万円を超えるクレジットカード発行時に課されている支払可能見込額調査義務（割賦販売法30条の2第1項）を適用除外とすること、②「技術・データを活用した与信審査方法」を使用する場合は指定信用情報機関の個人信用情報の照会義務（同条第3項）及び基礎特定信用情報（以下、「与信情報」という）の登録義務（同法35条の3の5第2項及び第3項）も免除すること、③利用限度額10万円以下のクレジットカード等発行時には指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除することが提案されている。

- 2 しかし、これらの規制緩和策は、多重債務防止の社会的要請により導入された、現行の割賦販売法におけるクレジット過剰与信規制を骨抜きにするものであり、強く反対する。

- 3 現行規制では、与信を受ける者の支払可能見込額を「年収－クレジット債務年間支払予定額－生活維持費」として算定することとしている。通常、与信を受ける者の年収が急激に上昇することは想定できないことから、支払可能見込額を算定するためには、年収からクレジット債務の年間支払予定額を控除する必要がある。また、生活維持費は必要不可欠な出費であるから、これも支払可能見込額を算定する際に、年収から控除する必要がある。

このように、新規与信を行う際に、前記計算式で支払可能見込額を算出するのは、支払能力を超えた与信をしないためにも必要な措置である。

これに対し、①クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」（主にいわゆるビッグデータを用いて与信審査をする方法）を行う場合に支払可能見込額調査義務を適用除外とすれば、過剰与信になる場合であっても自社には返済を続けてくれる者をデータから選別して与信を行うことにもなりかねず、現行規制で算出される支払可能見込額の金額を超えた与信がなされるおそれがある。

また、クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」については、ビッグデータによるデータ解析によって自動的に一定の結論が得られたとしても、その理由又は判断過程が明らかではなく、その結論の妥当性をクレジット会社にも判断することができない。したがって、当該与信審査方法による与信が過剰与信となっていないかを検証することが実質的に不可能となり、過剰与信を防止し得る客観的合理性をもつ審査を担保することが困難になる。

4 ②③につき、与信情報の登録義務を免除すれば、借入をした者の支払可能見込額が不明確となり、過剰与信の温床となるおそれがある。

そして、②「技術・データを活用した与信審査方法」については、与信情報を各社が登録せず、かつ、与信情報の照会もしなければ、他社からの与信内容の把握は自己申告によるしかないことになる。もし自己申告がなければ他社からの与信を除外して支払可能見込額を算定した与信、すなわち過剰与信をすることとなってしまう。特に他社から既に借入やクレジット債務を負担していて返済のために与信を受けようとする場合、与信審査を受ける者は与信を強く希望することから、他社との取引状況をすべて自己申告するとは限らず、正確な与信審査は期待できなくなる。

また、③利用限度額10万円以下の場合に指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除してしまうと、複数の与信を受けることで過剰与信につながりうるのであるから、与信情報の照会義務・登録義務を免除すべきでない。

5 多重債務を原因とする自殺者数は、現行規制以前の平成19年には1973名であったのに対し、現行規制後の平成25年には688名と約3分の1に減少しており、現行規制が多重債務防止に効果的であったことは明らかである。

現行規制を緩和し、過剰与信が行われるようになれば、現行規制以前の状態に戻りし、多重債務を原因とする自殺者数が増加する恐れがある。これでは国民の生命身体の安全よりも、与信を行うクレジット業者の利益を優先することになりかねない。

よって、当会は、前記「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」において示されているクレジット過剰与信規制の緩和に強く反対する。

以上

2019年（令和元年）10月23日

宮崎県弁護士会

会長 黒木昭秀

